

「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 4 年 3 月 31 日
厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課

今般制定された「社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件（令和 4 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）」については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号及び行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 2 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

< 参照条文 >

○行政手続法（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条 （略）

2 法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

以上